

豊能町立図書館における気象警報発令時の対応基準について

(平成 30 年 9 月 14 日施行)

1. 次の気象警報のいずれかが発令された場合は、その発令時から閉館します。

(1)	暴風警報
(2)	大雨特別警報
(3)	暴風特別警報

上記以外の警報等については、個別に対応することとします。

2. 暴風警報・大雨特別警報・暴風警報が解除されたときの対応

解除に伴う開閉については、次の基準とおりです。

	解除時点	対応
(1)	午前 9 時以前に解除された場合	午前 10 時から開館（通常開館）
(2)	午前 9 時より後に解除された場合	解除時刻以降における最初の正時の 1 時間後から開館
(3)	午後 4 時より後に解除された場合	終日閉館

上表の具体例は、次のとおりです。

- | |
|---|
| (ア) 午前 5 時に発令され、午前 9 時に解除された場合 → 午前 10 時から開館（通常開館） |
| (イ) 午前 5 時に発令され、午前 9 時 5 分に解除された場合 → 午前 11 時から開館 |
| (ウ) 午前 11 時に発令され、午後 4 時に解除された場合 → 午前 11 時から閉館し、午後 5 時から開館 |
| (エ) 午後 1 時に発令され、午後 4 時 3 分に解除された場合 → 午後 1 時から閉館し、終日閉館 |

※災害による被害状況を判断し、臨時に閉館する場合があります。

※図書館内で、講座及び催し物が開催されている場合は、その事業を中止し、その後警報等が解除されたとしても、その日の開催分は再開しないこととします。